

# 東教育財団だより

## 財政基盤の弱体化

東教育財団では、基本財産二十一億七千万円を国債と地方債で運用し、公益認定を受けて公益財団法人として再出発した平成二十三年度から平成二十八年度までの六年間は、毎年約三千八百万円の運用収益(平均運用利回り一・七六%)を確保できたので、平成二十八年度までの六年間の事業計画及び予算は毎年度ほぼ前年度並みの内容であった。

ところが、国では長引く経済不況を克服するため、大幅な金融緩和を進め、超低金利政策(平成二十八年二月から「マイナス金利」政策)を採り入れている。そのため、多くの財団が運用収益減を招き、財政基盤を弱体化させている。

### 資金運用及び助成事業

#### 検討委員会の設置

当財団も、平成二十九年度以降

発行所  
公益財団法人  
東教育財団  
大阪市中央区南本町  
2-2-11 堺筋本町  
西尾ビル6階  
電話06(6262)7368  
発行責任者 沼田 宏

に満期償還を迎える国債・地方債を保有しており、平成二十九年度以降運用収益の減少が避けられない状況にある。

そこで、平成二十八年七月「資金運用及び助成事業検討委員会」を設置し、超低金利状況下での資金運用のあり方、並びに、運用収益減に伴う助成事業のあり方を検討してきた。

### 平成二十九年度

#### 事業計画及び収支予算

平成二十九年六月満期償還となった地方債(額面五億円、利率一・九〇%)の償還後の運用を、現下の債券金利状況を勘案して、当面、銀行に定期預金し、債券市場を見守ることとしたため、平成二十九年度の運用収益は前年度比で約六四〇万円の減となった。そこで、平成二十九年度の助成事業は、対象事業及び対象団体は前年度と同様としたが、助成額に

ついては前年度助成額から概ね三割を減じた額とした。

### 平成三十年度

#### 事業計画及び収支予算

平成三十年度中に満期償還となる国債・地方債はなかったが、平成二十九年六月満期償還となった地方債の運用を引き続き銀行に定期預金し、債券市場を見守ることとしたため、平成三十年度の運用収益は、平成二十九年度の収入となった同地方債の経過利息(九五〇万円―六四〇万円)三二〇万円が前年度比で減となった。

そこで、平成三十年度の助成事業は、対象事業及び対象団体は前年度と同様としたが、助成額については、平成二十九年度助成額から学校教育で約三割、社会教育で約二・五割、計三二〇万円を減額した基準で助成することとした。

### 平成三十一年(令和元)年度

#### 事業計画及び収支予算

令和元年十一月、保有する地方債(額面二億円、利率一・五八%)が満期償還となるが、当該債券の収益金は償還日までに年間収益金を確保でき、平成三十一年(令和元)

年度収益金は全体で前年度収益額を下回ることはないので、平成三十一年(令和元)年度の助成基準・助成額は平成三十年度と同様とした。

### 資金運用及び助成事業

#### 検討委員会の開催



(九月四日開催の検討委員会会議風景)

財団が保有する国債・地方債で、令和元年度以降に満期償還となるのは、①令和元年十一月―地方債(額面二億円、利率一・五八%) ②令和四年十二月―国債(額面三億円、利率一・四〇%) ③令和七年六月―国債(額面十億円、利率一・九〇%) ④令和十五年三月―国債(額面一億円、利率一・六〇%)と続くが、現下の超

低金利状況からの脱却を見通すことができない。

そこで、令和元年九月四日、標題検討委員会を開催し、東教育財団の基盤確保の対応策樹立を目指し、次の事項を検討した。

(一) 収益減下における公益事業のあり方

(二) 右記の公益事業に要する財源の確保

- ア 基本財産の一部取崩しの是非
- イ 基本財産の運用の弾力化
- ウ 経常経費の削減

**【収益減下における**

**助成事業のあり方**

令和二年度中に満期償還となる国債・地方債はないが、令和元年十一月満期償還となる地方債の償還後の運用を引き続き銀行に定期預金し、債券市場を見守ることとすれば、令和二年度の運用収益は、前年度比で三二六万円（ $\parallel$ 二億円 $\times$ 一・五八％）の減となり、これまでの経緯からすると、令和二年度の助成事業は、対象事業・対象団体を従前と同様とすれば、助成額を令和元年度助成額から三二六

万円減じる必要がある。

しかし、現下の超低金利状況からの脱却が見通せない中、令和四年十二月一國債（額面三億円 利率一・四〇％）、令和七年六月一國債（額面十億円 利率一・九〇％）が満期償還となり、基本財産の運用収益の大幅減収が見込まれ、これまで通り運用収益の減に応じ助成額を減じることとすれば、財団の目的・事業の達成が不十分となり、公益財団法人として存続することの意義を問われることとなる。

そこで、令和二年度以降の助成事業については、当該年度の運用収益が減じても、対象事業・対象団体を従前と同様とし、助成基準及び助成額を次の通りとする。

**学校教育事業助成**

- ・幼稚園（六園 $\times$ 二〇万円）  
一、二〇〇、〇〇〇円
  - ・小学校（七校 $\times$ 三〇万円）  
二、一〇〇、〇〇〇円
  - ・中学校（三校 $\times$ 四〇万円）  
一、二〇〇、〇〇〇円
- 計 四、五〇〇、〇〇〇円

**社会教育事業助成**

- ・社会教育（一事業二五〇万円の範囲一〇事業まで）  
三、〇五〇、〇〇〇円
  - ・生涯学習（二事業一〇万円限度八事業まで）  
七〇〇、〇〇〇円
- 計 三、七五〇、〇〇〇円

**地域文化事業助成**

- ・地域文化（一事業一五万円限度二〇事業程度）  
三、三〇〇、〇〇〇円
  - ・まちづくり（五地域 $\times$ 四〇万円）  
二、〇〇〇、〇〇〇円
- 計 五、三〇〇、〇〇〇円

合計 二、五五〇、〇〇〇円

\* 対象事業・対象団体は、従前（平成二十八年度改訂）と同様とするが、その事業が助成するに相応しい（教育の育成や地域文化の振興に資する）事業かどうかの審査を適切に行う。

**【令和二年度以降の公益**

**事業に要する財源の確保**

令和二年度以降の助成事業の助成基準及び助成額を右の通りとするのに必要となる財源を確保するため、次のことを検討する。

(一) 基本財産の一部取崩しの是非

現下の超低金利状況が続いても、平成二十九年六月満期償還となった地方債（額面五億円 利率一・九〇％）の満期後の運用を銀行の定期預金から、平成三十年十月「高速道路路保有・債務返済機構債券」（額面五億円 利率一・〇四九％）での運用に切替えたので、令和四年度までは上記の助成基準・助成額で助成事業を継続できるが、令和五年度以降は財源不足に陥ることが予測される。

そこで、公益財団法人として存続するため、限度額（最大一億七千万円）を定め、基本財産の一部取崩しを検討する。具体的には、財源不足に陥る年度毎に最低必要額を理事会及び評議員会の承認を得て取崩す。

(二) 基本財産の運用の弾力化

基本財産の運用は、安全・確実な方法、即ち元本回収の確実性に留意するほか、相応の運用益が得られる方法で行う必要がある、運用の対象、運用債券の信用格付等について、予め理事会及び評議員

会の承認を得て弾力化を図る。

### （三）経費削減の削減

一般事務管理費については節減に努めているが、この際、更に次の経費の削減を検討する。

会議費（食糧費）、役員賠償責任保険料等

## 助成事業の紹介

平成三十年度に助成した事業の具体例を紹介します。

### ○ 学校教育事業助成

#### 《多文化共生をめざす

#### 学校づくり事業》



（音楽家との触れ合い風景）

外国にルーツのある児童が多く

在籍する南小学校では、国際理解教育学習と地域学習の二つを大きな柱として、ESD（持続可能な開発のための教育）の教育・実践を進めている。

平成三十年度は、次の取り組みを行った。①「文化の森」の実践（音楽家との触れ合い・交流）②「主体的・対話的で深い学び」の実践 ③「平和教育」の推進（広島へ修学旅行（助成額三十万円）

### ○ 社会教育事業助成

#### 《体育・レクリエーション

#### 普及推進事業》



（スポーツカーニバル風景）

中央区体育厚生協会では、ソフ

トボール大会、軟式野球大会、バレーボール大会、卓球大会、ゴルフ大会、スポーツカーニバル、ファミリージョギング大会を開催し、また、夏休み期間中に小学校単位でラジオ体操を行うことで、区内のスポーツとレクリエーションの普及推進を図った。

（助成額四十万円）

### ○ 生涯学習事業助成

#### 《生涯学習ルーム事業》



（コーラスの練習風景）

開平小の児童・PTAや地域住民に地域を知る機会や身体を動かす機会（歌を歌う・作品をつくる等）を設けることにより、地域へ

の愛着を深め、健康で豊かな生活を送る一助となることを願うとともに、関わる多世代の交流により、地域コミュニティづくりに貢献した。

（助成額十万円）

### ○ 地域文化事業助成

#### 《あったかまち祭り》

北大江あったかまち祭り実行委員会では、都心のコミュニティの核であり、一時避難所である北大江公園において、文化的な魅力行事や防災行事（あったかまち祭り）を開催し、地域への興味や愛着を深めるとともに、地域の災害に対する備えを充実させた。

（助成額十五万円）



（クラフト体験風景）

# 大阪の食文化

— 舌 三 代 —

江戸時代、天下の台所といわれた大坂の料理屋は、商家の旦那が自ら楽しむというより、商売のために使うところという趣が強く、大坂の食は商談で相手をもてなす贅を尽くした高級なものとして発展してきた面があるが、その一方で、商人のまちとして始末(儉約)の精神を反映した質素な日常の食として発展してきた面も併せ持つている。

後者の面からいえば、食いだおれは「食いたおす」(骨まで食い尽す)一つの材料を無駄なく使い切る始末(儉約)の精神を表したことはであり、その典型を『船場汁』にみることで、京の着だおれが一枚の着物をすり切れるまで「着たおす」との儉約の心の表現を含んでおり、京から学んだものである。

昨今、大阪の食といえば、お好み焼きやたこやきなど所謂『粉もん』がその代表のごとく取り上げられ、また、何を食べても旨くて安いと喧

伝されることが多く、余りにも大衆性のみが強調され過ぎていたのが気になる。

東京に比べると土着の人が多く大阪は、「舌三代」の土着の大阪人も多く、食に関心が強く、自分の舌に自信を持ち、こだわりを持つ。特に、コスト・パフォーマンスにこだわる。高くて旨いのは当たり前、値段と味のバランスをトコトン追求する。

評論家の大宅壮二氏は、大阪人の気質の一つとして「味覚が発達しており、食べ物に対するこだわりが強いこと」を挙げ、この点も「華僑と相通じる」とする。



ところで、「舌三代」は、舌は三代続かなければできない。味覚を知るにはそれくらいの年月を必要とする、という意味の中国の諺である。正しくは「目は一代、耳は

二代、舌は三代」であり、次のように説明される。

「美しいものを見る目(感覚はかりでなく感性も含む)は本人の日頃の習慣や努力で成し得る。しかし、良い音(音楽を含む)を聴けるようになるには本人もさることながら、子どもの頃からの親の指導や習慣も影響する。さらに、美味しいものを味わう感覚になると、祖父母の代から味わい楽しむ生活をしていないといけない。」

一代と二代は違うが、三代がよく似たことばに「財は一代、衣は二代、食は三代」がある。

「財は一代」は、「二代で財を成した」ということを聞いたことがあり、腑に落ちる。

「衣は二代」は分からないので調べたら「上質の衣は親から子に譲られる」の意だという。そういうえば、筆者も親父の和服を仕立て直してもらって着ていたことがある。

話は脱線するが、大相撲で横綱が平幕に敗けると座布団が飛び、「危険ですから投げないで下さい」とアナウンスされる。だが、本来(昔)は座布団ではなく、着ている

羽織を投げ、抗議の「横綱 何やってんねん」ではなく「平幕よくやった」の意味だったらしい。

羽織は紋入りで誂えだから、誰の羽織か分かる。返しに行くと「おおすまん。これ祝儀や」といくらかの金を渡したらしい。

話を戻して「食は三代」に移る。その意味は「味覚は三代かけないとできない」であり、「舌は三代」と同じである。

多田道太郎先生は、舌三代を「人間の身体の中に味の判断基準になるものが生まれた時から埋め込まれていて、歳を経ることに少しずつ表に出てくる。学校で習ったからといって一代でできるものではない。

味覚は発達するものではなく、あくまでもあらかじめ埋め込まれた資質が歳とともに表に出てくるという性格のものである」と解説される。

少なくとも三代以上前から続く生粋の大阪人で、大阪の味を一番と感じている筆者は、我が意を得た思いのこれらの説明・解説に大いに納得し悦に入っている。

(横野 勝・記)